

第1章 沿革と目的

1. 計画策定の沿革

九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園（以下、「九年庵」という。）は、佐賀県神埼市神埼町にあり、仁比山神社の参道沿いに所在する。城原川支流に開く小谷間の開口部付近にあり、建物と庭園を中心として三方を森林が取り囲み、これらが一体となって固有の景観を呈している。明治期の実業家伊丹氏の別邸として築かれ、その後、倉田氏の手が加わって、現在、佐賀県（以下、「本県」という）の所有となっている。

九年庵は、明治初年の神仏分離令により廃寺となった仁比山護国寺の塔頭であった不動院と地藏院の跡地に築かれている。山岳信仰の拠点であった仁比山神社は、脊振山系の地形や地勢を克服し、水利を巧みに取り入れ、個性的な門前空間を形成している。このため、九年庵の周辺には、仁比山神社をはじめ、護国寺時代の仁王門や伊東玄朴旧宅、これらの敷地割や水路を画す石垣石積などの文化財が数多く所在している。九年庵は、豊かな自然環境に囲まれ、多くの文化財とともに歴史文化的な景観を構成している。

仁比山護国寺の歴史を継承し、明治期の特色を持つ建物と庭園がともに保存され、かつ周囲の自然環境と一体となって維持されており、庭園史上のみならず庭園を主体とした文化史上の優れた価値が認められ、平成7年（1995）2月21日に国の名勝として指定された。

現在、春と秋の年2回の公開を実施しており、季節ごとに異なる趣を呈する庭園に雁行した草葺屋根が佇む風景は多くの来訪者を魅了している。

本県は、『佐賀県総合計画』の基本理念に「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を掲げ、歴史や文化、伝統を世界に発信し、訪れる人が心地よく感じるまちづくりの推進を目指している。そこで、より多くの人々が地域の歴史文化に親しめる拠点として、九年庵の積極的な活用の推進が期待されている。

しかしながら、経年による建物の劣化や樹木の繁茂など名勝を構成する要素への影響が見られるほか、活用を想定した耐震、防災等の整備の必要性等を鑑み、保存活用計画を策定することとした。

2. 計画策定の目的

本計画は、文化財としての適切な保存と活用を図り、次世代への確実な継承を行うための中長期的なマネジメントの明確化を目的として策定するものである。そこで名勝の本質的価値と構成要素を明確化するとともに、文化財の活用を通して価値を損なうことなくむしろ高めるための基本となる方針や基準、運営等の仕組みを定めるものである。

3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、以下の通り、九年庵の名勝指定範囲全体及び近接する県有駐車場及び東屋・トイレの所在する広場の範囲とする。

所在地：佐賀県神崎市神埼町の字仁比山 1696、1694 の一部、1680、1683

面積：12,753 m²（指定地内 11,470 m²、駐車場 428 m²、東屋・トイレ 855 m²）

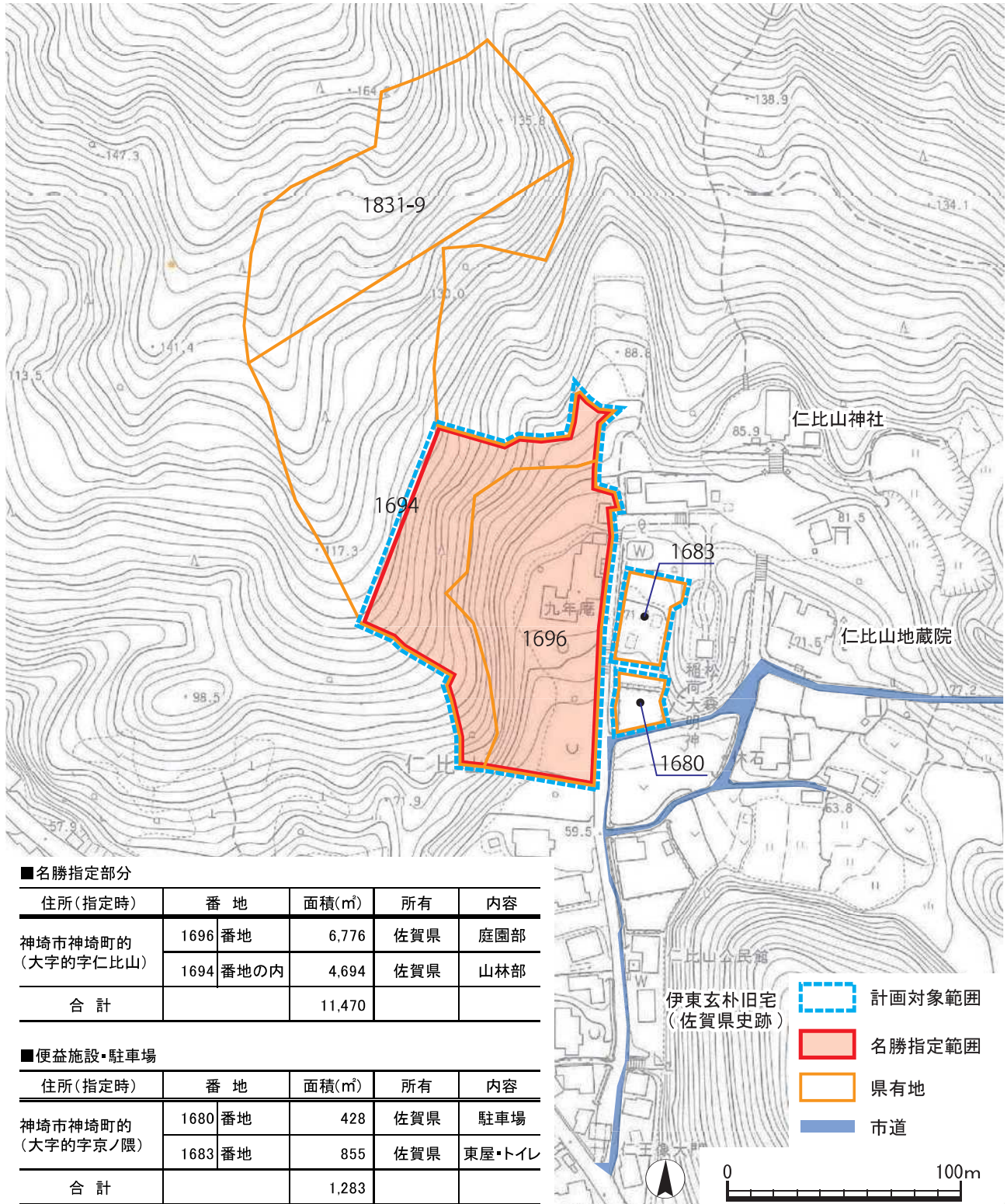


図1-3-1 名勝指定範囲・県有地・計画対象範囲位置図